

機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 機密文書再生処理業務委託
- (2) 履行内容 「機密文書再生処理業務委託に係る単価契約仕様書」のとおりに
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項：この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 裁断または溶解処理を行う処理場が那覇市役所本庁舎より 15 km 圏内にあること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布期間及び入札参加申し込みについて

- (1) 配布期間 令和 8 年 3 月 2 日(月) ～ 令和 8 年 3 月 16 日(月)
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 申込期間：令和8年3月2日(月)～令和8年3月16日(月)
(期限厳守)

申込方法：メールまたはFAX

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月9日(月)

- (2) 質問方法 質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは4(2)のとおり

- (3) 回答日 令和8年3月12日(木)まで

- (4) 回答方法 入札参加の申込を行った業者に対しメールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時 令和8年3月24日(火)

午前9時30分受付開始 午前9時40分入札開始

- (2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室

※駐車場は有料です。

- (3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (4) 入札時に必要なもの

①入札書(本市様式)

②代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

③印鑑証明書(原本)

④使用印鑑届(実印以外の代表者印を使用する場合のみ)(本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。
また、金額の記入はアラビア数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱

に投入しなければならない。

- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期

することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

- ア 本件入札は、単価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。
- イ 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

- ア (1)において優先する順位の者(以下「落札候補者」という。)について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
- イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

- ア 入札資格審査申請書
- イ 納税証明書(本市税の滞納のない証明書)
- ウ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(本市様式)
- エ 本公告2(3)に示す処理場を確認できる書類(本市様式)

(2) 提出期限

令和8年3月27日(金) 午後2時(※厳守)

13 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第30条第3号に該当する場合は免除する。また、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

- (1) 入札参加者は、手交された仕様書等を熟読し入札に臨むこと。

- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

15 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352